

## R・ヤング/B・グールド著『英国エイルズベリーにおける修復的<sup>1</sup>警告－Degrading(人格否定の烙印付け)から Reintegrative Shaming(社会への再統合のためのシェイミング)儀式へ?』－翻訳<sup>2</sup>と解説－

田巻 帝子

【解説<sup>3</sup>】

### 1. 英国<sup>4</sup>における修復的司法－テムズバレー警察の試み

#### (1) 英国における修復的司法

ここに紹介する論文 (Restorative Police Cautioning in Aylesbury -From Degrading to Reintegrative Shaming Ceremonies?)<sup>5</sup>は、オクスフォード大学犯罪学研究センターのリチャード・ヤング (センター長補佐) とベンジャミン・グールド (リサーチアシスタント: 当

---

1 Restorative の訳語については、これ以外に回 (快) 復的とする研究者もいるが、概ね一般的となっている「修復的」を充てる。

2 翻訳中の〔 〕については、原文にはないがより文章が明確になるように、訳者が挿入したものである。

3 本解説をまとめるにあたって、論文の著者の一人であるベンジャミン・グールド氏に事実確認を行い、多大な協力を得たことを特記して感謝したい。また、共著者で英国の修復的司法研究の第一人者であるリチャード・ヤング氏に聞き取り調査を行うことができたのも、グールド氏に寄与するところが大きい。

4 イングランド及びウェールズを指す。以下、英国とする。

5 初出 [1999] *Criminal Law Review*, 126-138頁。

時、現新潟大学法学部助教授)によって、1997年の7～8月に英国のテムズバレー(Thames Valley)警察管区(Police Force)内のエイルズベリー(Aylesbury)警察で行われた、修復的警告の実態についてフィールドワークを行った結果をまとめたものである。

1990年代半ば以降、各国において、修復的司法の考えを取り入れた実務とそれをめぐる研究が盛んになってきている。修復的司法の歴史(とくにニュージーランドの少年司法に関連して)や導入、類型(モデル)、実践内容については、既に日本でも数多く紹介されている<sup>6</sup>。英国における修復的司法の中で最も良く知られているのは、ヤングとグールドが論じている、警察官が主導となって行われる修復的警告である。英国の修復的警告は、オーストラリアのワガワガ・モデルを採用している。1991年に、オーストラリア・ニューサウスウェールズにある小さな町、ワガワガ(Wagga Wagga)で、警察が、彼らの司法に基づいて警告を用いた「グループ会議」(conferencing)を試験的に始めた<sup>7</sup>。これは、ニュージーランドの家族グループ会議(Family Group Conference, 以下FGC)のみならず、J. プレイズウェイトが掲げる「再統合のためのシェイミング(Reintegrative Shaming)<sup>8</sup>」

---

6 高橋則夫「修復的司法の理論と実践—修復的司法における警察の役割を中心として—」警察学論集第54巻第5号(2001年), 75-97頁, 染田恵「修復的司法の理論的・実務的課題と日本における活用可能性」犯罪と非行第127号(2001年), 66-98頁など。

7 G. Johnstone, *Restorative Justice—Ideas, Values, Debates*, (Devon: Willan Publishing, 2002) 4頁, 渥美東洋/前島里史「AustraliaとNew Zealandにおける少年法制度の研究—Family Group Conferenceを中心として—」警察学論集第53巻第10号(2000年), 23頁参照。

8 プレイズウェイト教授のReintegrative Shamingの訳語として、「再統合のためのシェイミング」(高橋則夫)、「再統合のための恥付け」(染田恵)「恥の付与と再統合」(前野育三)「社会への再組み込みのための恥」(渥美東洋/宮島里史)などがあてられている。まずReintegrativeという語自体に含まれる意味合いを念頭において意

理論に、多大な影響を受けているとされる<sup>9</sup>。ニュージーランドのFGCは、先住のマオリ族が有していた統治・司法システムを取り入れて、1989年に少年犯罪者のためにニュージーランド政府によって導入された<sup>10</sup>。

ワガワガ・モデルを中心としたグループ会議を採用する動きは、各国において急激に増加してきた。英国においては、1990年代半ばに、テムズバレー警察において試験的に始められた修復的警告という形をとって実践されてきた。それまでも、小規模ではあるが、1980年代初頭に被害者－加害者和解プログラムの試みがなされたり、被害者と加害者が和解するという修復的な考え方が紹介されたりしているが、実際に英国で修復的司法の動きが顕著となるのは、警察におけるこの修復的警告によってであるとされる<sup>11</sup>。修復的警告の実施は、英国に

---

訳する必要がある。この場合、罪（コミュニティ内のルールを逸脱した行為）を犯した者が、FGCなどのグループ会議を経て、「逸脱者」としてレッテルを貼られて追放されるのではなく、同じコミュニティ構成員として）再びコミュニティへと組み込まれていくということから、社会に「再統合」されていくという意味を持つ。Shamingについては、加害者に対して自らが犯した行為を認めさせ、そのような行為を行った自分自身について「恥じ入らせる」ということである。外からのアプローチで当人を辱めるのではなく、当人自らが自発的に「恥ずかしい」という気持ちにさせるという作用である（ただし、修復的司法における「恥」の概念が統一的な共通理解を得ているわけではないと思われるが、この点においては後述10頁）。そこで、この意を汲んだ日本語訳をあてることが困難であると判断したため、便宜的に「再統合のためのシェイミング」とした。ちなみに浜井浩一／横地環「オセアニアにおける犯罪被害者施策」法務総合研究所編『諸外国における犯罪被害者施策に関する研究（研究部報告9）』（2000年）、281－282頁では「再統合的シェイミング」という訳を用いている。

9 G. Johnstone, 前掲書4頁。

10 ジム・コンセディーン／ヘレン・ボーエン編、前野育三／高橋貞彦監訳「修復的司法－現代的課題と実践」（関西大学出版会2001年）、27－28頁。

11 G. Johnstone, 前掲書4頁。

において、ブレイズウェイトの「再統合のためのシェイミング」理論とワガワガ・モデルのグループ会議を通して、修復的司法が認識されたことに由来する。

テムズバレー警察で始められた修復的警告は、現在、他の警察管区においても広く実践されている。高等法院判事のオルド卿が刑事裁判に関する調査報告書の中で、英国全土に修復的司法の導入を整備すべく、国策を立てるべきであると報告している<sup>12</sup>。これを受けて、テムズバレー警察において修復的警告を推奨し実践を指導してきた、同警察本部長(Chief Constable)のC. ポラードは「この報告書に見られる修復的司法の活動を認める姿勢は、近年にわたって当地域〔=テムズバレー〕において発展してきた〔修復的警告の〕専門的技術を評価していることの表れである」と言っている<sup>13</sup>。

この動きを受けて、修復的司法の考え方が、特に少年事件の取り扱いにおいて、制度化されつつある。すなわち、1998年のCrime and Disorder Act(犯罪と秩序違反法<sup>14</sup>)に初めて修復的司法の考えが具体的に導入され、さらに、1999年のYouth Justice and Criminal Evidence Act(少年司法と犯罪証拠法)では、裁判手続きに具体的な修復的プロセスが規定されている。これらの法律との関連で修復的司法をめぐる研究がなされているが、修復的警告の試行を促進した上述のポラードは、「社会的」かつ「法的に有効な」司法をもたらす新しい司法としての修復的司法の可能性を信じ、修復的司法の導入を積

---

12 <http://www.criminal-courts-review.org.uk/>参照。

13 テムズバレー警察ホームページ, restorative justice, News (RS gains official backing), [www.thamesvalley.police.uk/about.htm](http://www.thamesvalley.police.uk/about.htm) 以下。

14 訳語については、守山正「イギリスにおけるリストラティブ・ジャスティスの問題点～一九九八年犯罪・秩序違反法をめぐる論争～」, 捜査研究 No.587 (2000), 17 頁注(1)を参照。

極的に推進する<sup>15</sup>。他方で、ヤングとグールドをはじめとして、A. モリスとL. ゲルソープらは、修復的司法を実務化する上での問題点を議論し、慎重な対応をすべきとしている<sup>16</sup>。またG. ジョンストンのように、人々の関心を集めながらも実際には修復的司法はよく理解されているものではなく、かえって混乱を招いているとして、より中立的な立場で修復的司法についての理解を深め、実務への応用について十分に議論がなされるべきという意見がある<sup>17</sup>。

## (2) テームズバレー警察とエイルズベリー

本稿のフィールドワークが展開されたエイルズベリーは、バッキンガムシャーの州庁所在地で人口55,000人余りの町である。英国は43の警察管区 (Police Force)<sup>18</sup>に分けられるが、テムズバレー警察<sup>19</sup>は一つの警察管区 Police Force であり、エイルズベリー警察はその中に位置する。

1996年頃から、テムズバレー警察管区内の様々な地域で、小規模ながら修復的警告が個々の警察官によって実験的に行われてきた。英国の修復的警告がテムズバレー警察を発祥地として紹介されるのは、

---

15 C. Pollard, "Victims and Criminal Justice System: A New Vision" [2000] Crim. L.R. 1-17頁。

16 A. Morris and L. Gelsthorpe, "Something Old, Something Borrowed, Something Blue, but Something New? A comment on the prospects for restorative justice under the Crime and Disorder Act 1998" [2000] Crim. L. R., 19頁や21頁参照。

17 特にG. Johnstone, 前掲書170-171頁。

18 [http://www.policecouldyou.co.uk/faqs/police\\_service\\_4.html](http://www.policecouldyou.co.uk/faqs/police_service_4.html) 参照。

19 Thames Valley 警察管区は、北オクスフォードシャー、南オクスフォードシャー、エイルズベリー・ヴェイル、ミルトン・キーンズ、チルトーン・ヴェイル、スラウ、テムズ・フォレスト、レディング、西パークシャーから成る広範な警察管区である。中枢のテムズバレー警察本部はオクスフォードシャーのキドリングトンにある。

上述の同警察本部長のC. ポラードが、こうした警察主導の修復的警告を評価し、修復的司法の普及キャンペーンの旗頭としてアピールできる個人的立場にあったからである。彼はまた、1998年に制定された犯罪・秩序違反法(Crime and Disorder Act 1998)の下に、少年司法に関する方針を検討するため設立された青少年司法委員会(Youth Justice Board)の委員でもあり、委員会の場を通して修復的警告の用語や内容が広く紹介したと思われる。

修復的警告の動きが顕著となったのは、第一に、青少年司法委員会が、戒告や警告を用いて修復的司法プロセスを行うことを推進したこと、第二に、チームズバレー警察が、1998年4月1日から3年間、毎年4,000件もの修復的警告を行い(合計で12,000件以上)、そのうち(各年の)600件以上が、被害者を同席しての修復的グループ会議であったという事実によってである<sup>20</sup>。同委員会によって、全国の少年司法関係者や警察官が、修復的警告のプロセスを主導するにあたって必要とされる技法(Skill)養成の訓練を受けている<sup>21</sup>。

ヤングとグールドが警告セッションの調査研究をエイルズベリー警察で行ったのは、本稿最初の脚注にあるH. エドワードとB. グレゴリーという2名の警察官が同警察に配属されていたことに起因する。彼らは、他の業務に携わることなく修復的警告業務に従事することを任ぜられており、その業務に専念するための設備(たとえば個室やコンピュータなど)を署内で与えられていた。修復的警告を積極的に評価するポラード警察本部長が、修復的警告の運用可能性や有効性を、同警察における試行によって図ろうとしたためである。チームズバレー

---

20 <http://www.homeoffice.gov.uk/yousys/youtu.htm>

21 ヤングとの聞き取り調査によると、こうした技法(Skill)養成の結果が、どの程度実務レベルで普及しているか把握することは不可能であるが、既に何百人もの少年司法関係者が、チームズバレー警察で行われている5日間のトレーニング・プログラムを受けたという。

一警察管区の中で、特にエイルズベリー警察において試験的に修復的警告が実施されてきたことについては、偶然に同警察地域がモデル地域として選ばれたに過ぎない。グールドによれば、エイルズベリーという町自体に特に変わった特色があるわけではなく、修復的警告におけるコミュニティの寄与といった面で、エイルズベリーのコミュニティがモデルとされたということでもないという。

## 2. 本稿で論じられているポイント① “Old Style” 警告と修復的警告

### (1) 旧式の警告と修復的警告 Degrading から Reintegrative Ceremony へ

ソーンドースとヤングによれば、英国では、少年事件に対する警告実務は1960年代に遡ってみることができ、1969年の児童・未成年者法（Children and Young Persons Act 1969）の制定によって、広く浸透していったという<sup>22</sup>。ここでいう警告は、本稿で修復的警告の比較対照とされた旧式の警告である。その後、内務省によって1985年に、警告に関する公式のガイドラインが出され、1990年、1994年と改正された<sup>23</sup>。現在でも旧式の警告が行われているということであるが、1998年犯罪と秩序違反法において、政府が修復的司法を取り入れる見解を明らかにしたことで、旧式の警告はその理念と相容れないため、徐々に減少し、以前ほどには行われなくなっている。

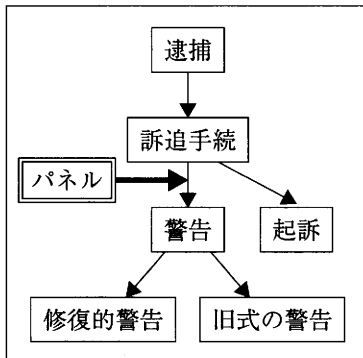
本稿でヤングとグールドは、旧式の警告と修復的警告との対比を行

22 A. Saunders and R. Young, *Criminal Justice (2nd Edition)*, (Butterworths: London, 2000), 347頁。

23 R. Evans and C. Wilkinson, “Variation in Police Cautioning Policy and Practice in England and Wales” (1990) 29 *Howard Journal*, 155頁。

うにあたり、少年事件に焦点をあてている。リーが専ら少年を対象とした警告を扱ったというのがその理由である。リーによる旧式の警告が有する5つの特徴で注目されるのは、警告の対象が（少年）加害者のみならずその両親にも及んでいるところである。この点について修復的警告のセッションでは、少なくとも形式面で、加害者は個人として扱われ、両親は加害者側の支援者という位置付けで参加している<sup>24</sup>。

修復的警告セッションの手続きは、左下図のような流れになっている。



警告を行うかどうかをマルチエージェンシー・パネル (Multi-Agency Panel) と呼ばれる委員会で決められる。パネルを構成するのは、当該地域の人々であり、ソーシャルワーカーや学校の校長、警察官などである。マルチエージェンシーという語は、様々な専門業務に携わる複合的な集団とい

う意味であり、個別の機関が決定権を持って物事に対処するのではなく、多業種の多様な社会構成員が「手を取り合って」問題を解決していくという姿勢を意味している。この姿勢は、近年英国で見られる傾向であり、1998年犯罪と秩序法の理念にも表れている<sup>25</sup>。パネルでは、ケースごとに事件内容を吟味し、当事者の事情や事件のおこった背景

24 1998年犯罪と秩序違反法は、加害者とその両親の両方に対して責任を追求する考えをとっており、少年加害者の親に規定のカウンセリングや指導を受けさせるなど具体的なものとなっている。A. Morris and L. Gelsthorpe, 前掲書23頁。

25 警察官と地域の人々が協力して、地域社会の法と秩序を守っていくべきとする考え方は、すでに1993年の内務省「警察の改革」白書において言及されている。(村井敏邦「イギリス警察改革の動向」吉川経夫編『各国警察制度の再編』(1995年、法政大学現代法研究所叢書14)、1 - 55頁。)



（人間関係などを含む）を考慮して、警告が適切かどうかの決定がなされる。法的に効力のある「警告」そのもの（警告書面に加害者がサインする手続き）は、修復的警告セッションのプロセスの最後に行われる。すなわち、警告セッションといっても、マニュアルをもとにして警察官が進行するプロセスのほとんどは、いわゆる「警告」の効力を有しない。換言すれば、最終的に「警告」書面に加害者のサインが得られなければ、たとえ修復がなされていても、その警告セッションは成立しない。逆に、「警告」書面にサインをしさえすれば、裁判を逃れるために本人の真意はともあれ、警告は成立するということになる。

## （2）成人のケースと少年のケース

ヤングとグールドの調査に見られるように、エイルズベリーで修復的警告は、少年だけでなく成人の加害者をも対象として行われている。少年のケースと成人のケースとでは、警告セッションのプロセスで展開される対話のスタイル、主たる話し手、雰囲気が大きく異なるとされる。顕著となるのは、警察官の役割である。本稿205-206頁を参照して守山氏が「ヤングとグールド（Young and Goold）もリストラティブ・カンファランスの現場では、警察官主導の犯罪事実に対する恥じ付け（shaming）が行われており、犯罪者はもちろん、被害者もほとんど警察官の質問に答えるだけにとどまっており、十分な会話が行われていないと指摘する」<sup>26</sup>としているが、これはミスリーディングである。ヤングとグールドは成人のケースと少年のケースとを分けて分析しており、上記の解釈は少年のケースに当てはまるものの、成人のケースにおいて同様に一般化することはできない。本文中にみるように、成人のケースでは、通常の会話に近い形のやりとりがなされ、

---

26 守山、前掲書16頁。

警察官の発言量も特に優位的な分量を占めているわけではないからである。

### 3. 本稿で論じられているポイント② 警告セッションの参加者に及ぼす効果

#### (1) 警告セッション出席者とそれぞれにもたらされる警告セッションの意義

修復的警告セッションの特徴は、その会合が、加害者と被害者、双方の支援者、そしてセッションをとりしきる司会進行者（ほとんどの場合、警察官）で構成されるという点である。しかし、修復的司法の出発点がそもそも被害者救済にあったということにもかかわらず、セッションへの被害者の出席率は高くない。その理由の一つは、警告に相当するケースの犯罪が比較的軽微なものであるため、被害の程度や内容いかんによっては、わざわざ時間を割いて出席するものでもないと思われ、被害者が判断するということが挙げられる。また、被害者が心情的な理由で出席を拒むという事実もあると思われる。ヤングとグールドの調査で被害者が出席したケースでは、加害者が夫で被害者がその妻というケースや万引き犯に対してスーパーマーケットの責任者が被害者代表ということで出席したというケースがあった。いずれの場合も、一般的にイメージするような「被害者」の範疇に当てはめにくい。この点からも、修復的警告セッションが被害者にどのような意義をもたらすのか明確なことは見えてこない<sup>27</sup>。

---

27 1999年少年と犯罪証拠法では、被害者の意思を反映するため被害者が少年加害者パネルに出席することが出来るようにし、被害者救済の対応が強化されている。Morris and Gelsthorpe, 前掲書25頁参照。

実際のところ、加害者に有益であるかどうかの議論は別として、警告セッションの意義・目的は専ら加害者に向けられているように見える。警告セッションは、まず加害者に対して加害者自身からみた「事の次第」を語らせるところから始められる。また、担当警察官が警告セッションの出来・不出来を計る物差しとして、加害者が自身の行為を悔いるもしくは恥じ入る様子が目に見えて明らかである状態を指している(文中217頁)。また、修復的司法の三大コンセプトすなわち「加害者に向けられた責任 (responsibility)」、 「損なわれた関係の修復 (restoration)」、 「社会への再統合 (reintegration)」のプロセスで、加害者に課された期待ともいえる役割は、積極的かつ自発的なものである。加害者は第三者（たとえば法廷における弁護士）の口から聞かされるのではなく、「自分の口で」犯罪行為について語るのである。そして被害者や関係者に対して「直接」謝罪をするなどして関係修復に努める。最後に、自身の今後の身のふり方について、「共に考え」決定を「受け入れる」ことによって、社会に戻っていく<sup>28</sup>。しかし、現実にこのようなスムーズな展開がなされているわけではない。少年のケースで明らかのように、必ずしも加害者が「自発的に」犯罪行為について話をするのではない。被害者が不在のセッションにおいて「直接」の謝罪は望めないし、「警告」書面にサインをすることイコール社会への再統合を自覚することにはならない。

ヤングとグールドは、修復的警告セッションがその参加者にとって有益であるかどうかについて慎重に考察する。同セッションにおける警察官は、旧式の警告と同じように、警告プロセスにおいて支配的な役割を演じており、警察官が、警告プロセスの舞台上で主役を演じてしまうことで、本来もっともスポットライトが当てられるべき人間＝当該事件で直接影響を受けた人々である被害者と加害者が、警告セッシ

---

28 Morris and Gelsthorpe, 前掲書21-20頁。

ョンが有意義であったとか印象に残ったという感想を持つことを、妨げることになっていないかと述べている(文中20頁)。このことは、セッションでの対話やそこで引き出される参加者からのコメントが、警察官に誘導されて都合よく作り出されていくことへの批判と結びつく<sup>29</sup>。

## (2) 修復的警告の効果をどのように見るか

ヤングとグールドは、修復的警告を導入した結果、目に見える形での成果として、修復的警告を受けた者による再犯率<sup>30</sup>を統計によって理解する立場に懐疑的である。ベースとなるデータの母数としての「警告を受けた者」の数や設定があいまいであること、データを解析するのに十分な条件や期間が設定されていないこと、などを理由にあげている<sup>31</sup>。既述のように本稿は、1997年の調査結果をもとに1999年に発表された論文であり、あらゆる面で、英国の修復的司法に関する議論を模索する段階にあった。その後の修復的警告・修復的司法をめぐる議論、研究の発展はめざましく、本稿で予見するもしくは推測するに

---

29 この点に関して、MorrisとGelsthorpeが、Youth Justice Board後援のもとで行われた修復的司法の試行実務が、修復的司法の観点からかけ離れるものになっているのは、こうしたセッションはいわゆる専門家(警察官)によって仕切られ、(加害者や被害者などの)他の参加者に中心的な役割を与えられていないとして批判している。Morris and Gelsthorpe, 前掲書27頁。

30 ヤングによれば本稿 p.217の「修復的警告ユニットによって再犯率が30%から4%に減少した」根拠となった内務省資料の「スタンダード・リスト犯罪」とは、内務省が公式の統計を作る際に収集するもので、さまざまなサマリー犯罪を含んでいないが、より深刻なサマリー犯罪が含まれ、このカテゴリ自体は、近年、統計をより完全なものにするために広く定義されるようになったという。

31 文中で、正確な再犯率を調査する研究として「自己申告の」アンケートを行うことが挙げられているが、これは、犯罪行為を行ったことのある人を対象に無記名式でアンケートをとる方法を指す。

とどめられた議論，たとえば再犯率に関する統計の適用性や修復的警告が再犯防止に与えるインパクトなどは，継続的な調査研究<sup>32</sup>によって裏付けられるようになってきている<sup>33</sup>。

#### 4. 修復的警告をめぐる研究と今後の課題

##### (1) 修復的司法の実務内容などハード面での問題点

修復的警告の実務がどのように行われるかによって，出される結果が異なってくる。エイルズベリーでの調査を行うにあたって，ヤングとグールドが調査対象となるケースを選択する際に留意したことの一つは，上述の2人の警察官が別々に行う警告セッションを取り上げた点である。H. エドワードは女性であり，B. グレゴリーは男性であった。またグレゴリーは，エドワードに比べて実務経験が豊富であったという。こうした違いが警告のセッションの流れや結果に及ぼす影

32 ヤングとグールドは，警告セッション参加者への面接調査で用意した質問項目について「open-ended」と表現しているが，調査対象者（＝回答者）の真意を引き出すアンケートを作成する上で重要なことは，Yes/No式の質問設定ではなく，回答者が自由に答えることのできる質問を用意することである。数字で処理できるような回答ではないため，こうした調査結果の解析に時間がかかることは避けられないが，この類の調査には必要な調査方法であると思われる。

33 犯罪防止に修復的警告が与えるインパクトについては，ホイル，ヤングとヒルが最新の論文において，旧式の警告と比べた場合に，明らかに修復的警告によって再犯可能性を著しく低下させる効果が見られるとしている（C. Hoyle, R. Young and R. Hill, *Proceed with Caution: An Evaluation of the Thames Valley Police Initiative in Restorative Cautioning* (York: Joseph Rowntree Foundation, May 2002)。また，再犯率のデータについては，ヤングらによって，調査研究中の統計が2002年の夏をめどに発表できるとしている。詳細については，[www.crim.ox.ac.uk/projects/](http://www.crim.ox.ac.uk/projects/)を参照。

響について、本稿で紹介されていないが、グールドから直接聞いたところによると、現実には、各人の性格の違い、キャリアの違い、ジェンダーの違いに由来すると思われるような特色が見られたということである。このことから、警告を担当する警察官の個性差や経験量によって、警告セッションにもたらされる内容が異なるということがいえる。警告セッションの有効性を研究する際に、担当官が誰であったかという要素を取り除いては、正確なデータを分析することにはならない。

また、警告セッションの進行役としてのトレーニングがどのように設定され、どの程度課されて養成されていくかということも、今後の警告実務を考える上で考慮されなければならないポイントである。

## (2) ソフト面での問題点

ヤングとグールドが強調する点は、修復的司法を絶対的に有益なものとして盲目的に受け入れることへの危惧であり、また、修復的警告の具体的な意義・成果について、慎重かつ客観的に検討していくべきだとするところにある。その理由の一つには、修復的警告を用いるかどうかを判断する基準がはっきりせず、また実際に判断するのが困難であるということが挙げられる。つまり、ある犯罪行為が「警告に相当する、警告が適切に機能しうる (cautionable)」かどうかを判断することは、実際には非常に難しいということである。犯罪の性質上、加害者と被害者が同席した形でグループ会議が行われるに相応しくないケースがある。たとえば、レイプ犯罪など、セカンドレイプという形で指摘されるように、告発後に犯罪行為の事実を法廷の内外で明らかにしていく際に、被害者が新たに傷を負うような種類のケースである。警告セッションを勧告するのは比較的軽微なケースということであっても、パネルで人為的にパネルの主観を交えた判断がなされるのであるから、警告に相当するケースは、意図的に取捨選択される可

能性もある。

修復的警告の意義と成果を評価する判断基準として統計的な裏付けもさることながら、本稿に例示されているような、警告プロセスにおける会話のやりとりを分析することは一つの有効な手段ではないかと考えられる。ヤングとグールドの調査で、少年のケースと成人のケースではそのやりとりや警告担当官が果たす役割が相当に異なるという結果が見られた。またそのやりとりが、成人のケースでは通常の会話と変わらないのに対し、少年のケースでは警察官が一方的で誘導的な質問を投げかける形であったという。警察官のレトリックいかんによっては、加害者少年の心情に負の作用をもたらし、警察官への反発という形で警告が不成立する結果に導かれることになりかねない。台本があるとはいえ、実際に警察官と少年（しかも自身の犯罪行為を理由にその場に出席させられている）が向き合った場合、対等な目線でニュートラルな会話が行われるとは考えられにくい。それでも、加害者が（警察官が親身になって自分を心配してくれ、関係修復へと働きかけてくれたとして）警告セッションを評価する結果などから、警告プロセスにおける会話とその結果との間に関連性や有効な警告セッションをもたらすヒントがあると言えるかもしれない。

さらに、修復的警告をはじめとして修復的司法を実務に導入する際に理論的な根拠とされるのは、修復的司法を積極的に解釈するJ. ブレイズウェイトの「再統合のためのシェイミング」の考え方である。しかし、この「シェイミング」が意味するところの「恥」の概念について、言及された研究は少ない。ブレイズウェイトが用いた意味での「恥」は、ビクトリア女王時代に上流・中流階級に属する人々が自らの行動と生活習慣を律する上で重要な意味をもっていた「恥」の概念の復活としたものである<sup>34</sup>。しかし実際には、修復的グループ会議の

場では、ビクトリア女王時代の美德や価値観を復活させ、現代の刑事司法に取り入れるという過去に学ぶ姿勢ではなく、むしろ再統合のためのシェイミングがコミュニティのより発展的な展望やモラル理念と結びつくものと考えられている<sup>35</sup>。この「恥」の概念について、本来ブレイズウェイトが意図した意味をふまえて、「再統合のためのシェイミング」理論を考察しなおすこと、現実に修復的司法の実践において「恥」の概念がどう捉えられるべきか検討することが求められる<sup>36</sup>。

### (3) 今後の課題

修復的司法は、各国において急速に議論され、それぞれのモデルで進化しつつある。オーストラリアやニュージーランドの伝統を採用しながら、各国の法制度や事情に応じて、修復的司法の考えを解釈・加

---

35 さらにジョンストンは、シュナイダーの説を引用しながら、「恥」について、社会的パースペクティブ（個人のアイデンティティは本来的に社会的なものであるとする見方）に基づいて考察すれば、「恥」の意味について言及することが重要であることがわかるだろうといっている（G. Johnstone, 前掲書129-130頁）。

36 前野氏は、ブレイズウェイトの理論の現れによって「恥の重要性が強調されて」いて、かつての「罪の文化は高次元の文化であり、恥の文化は低次元であるとの価値観」が変化しているという文脈で「恥」をとらえている（前野育三「修復的司法の可能性」法と政治50巻1号（1999年）、14頁）。渥美／宮島は、ブレイズウェイト理論の「恥」を「自分が行った行為が他者に害を与えたこと自体を、自分の心の中で恥ずかしいことと受け止めることを意味する」と定義する。また「英語の“shame”と日本語での“恥”のコンセプトの不一致や、日本語での恥への十分な理解不足を解消する努力は、Braithwaite教授よりもむしろ日本人に課された課題であるといえるだろう」として、英語と日本語の「恥」の語意の違いが、概念の不一致につながるという（渥美東洋／宮島里史、前掲書43-45頁）。さらに、R. ベネディクト「菊と刀」における「恥」の再検討として、作田啓一「恥の文化再考」に「恥ずかしい」「恥じ入る」との違いを指摘する見解が見られる。

37 たとえば「コミュニティ・ポリシング」の考え方は、修復的司法と無関係ではなく、特に修復的警告における地域の人々と警察官とが一体となる思想に結びつく



工して実務に取り入れている<sup>37</sup>。修復的司法に寄せられる期待は、裁判外紛争処理への関心や法化社会へ移行する動きが広く認識されてきている今日の社会において、各国に共通するものである<sup>38</sup>。英国は、本稿が修復的司法実務についての先駆的な実証的研究となって以来、急速に修復的司法の考えが普及しつつある。政府によるお墨付きで既に法的にもバックアップされており、修復的司法の実務導入に全面的なゴー・サインが出されているが、ここにヤングとグールドが指摘しているように、メディアによっていたずらにその効力が否定されるような反動を招かないためにも、冷静かつ客観的な情況分析をふまえて、修復的司法の制度化を慎重にすることが重要であり、このことは英国だけの問題にとどまらない。

---

が、「コミュニティ・ポリースィング」の具体策は各国や各地域によって異なる。渥美東洋『「コミュニティ・ポリースィング」について』警察学論集第47巻第9号（1994年）151-152頁。

38 しかし実際に、果たして日本社会に修復的司法がどのように導入されるかについて、特に英国のような警察段階でのダイヴァージョンとして修復的警告の実務が導入された場合の問題も慎重に検討されている。染田、前掲書76-78頁を参照。

## [翻訳] R. ヤングと B. グールド\* 「エイルズベリーにみる修復的警告－人格否定という烙印付けから社会との再統合へのシェイミング儀式へ？」

要旨：本論文は、犯罪者への警告の機会に犯罪の被害者らが同席して行われる、新しい形式の警告に関する調査研究を模索するものである。この警告のやり方は、ジョン・ブレイズウェイトの再統合のためのシェイミング (Reintegrative Shaming) 理論と「修復的司法」の考えの影響を受けている。エイルズベリーではいまだに「旧式の」警告が残っている一方で、この修復的警告の試みが言うまでもなく警察実務において重要かつ期待される発展形態であると論じている。

### はじめに

エイルズベリー警察区では、2名のチームズバレー警察の巡査（うち1名は非常勤勤務）と1名の市民サポーター<sup>1</sup>で構成される修復的警告ユニットが、ほとんどの警告を担当している。このユニットによる警告プロセスで最も注目すべき特徴は、警告のセッションに参加するよう、犯罪に脅かされた人々、特に被害者を招いて行われるという

---

\*本論説の原稿に助言やコメントを提供してくれた、同僚のキャロリン・ホイル博士とチームズバレー警察のラルフ・ベリー、セーラ・シューター、ヘレン・エドワードそしてボブ・グレゴリーに感謝したい。

1 ここでは、チームズバレー警察で行っている広汎な修復的司法の一部をとりあげる。1998年4月からチームズバレー警察官が遂行しているすべての警告セッションは、修復的な性格を有するものとされている。エイルズベリーユニット方式の実務は必ずしもチームズバレー警察の修復的警告プログラムを代表するものではなく、チームズバレー警察執行部が目指している警察実務の重要なモデルとなるようなものといえる。1996年に4月1日以降、ユニットは167件の警告を、翌年には435件発した。

点にある。警告セッションを担当する警察官は、犯罪による損害についての話し合いと損なわれた利益や人間関係が加害者によって修復される可能性についての話し合いを促そうと努める。

このプロセスは、「修復的司法」として知られつつある一連の発想に啓発されたものである。この発想の根本には、そもそも犯罪とは、「公共の利益」に違反したというかなり抽象的なものというより、基本的に犯罪の被害をこうむった個人に関わる問題として捉えられるべきであるという考え方がある。ひとたび犯罪者が逮捕されると、修復されるような結果へ導くことが、その他の「客観的な」正義より何よりも優先されてかんがえられなくてはならない<sup>2</sup>。この過程はまた、ジョン・ブレイズウェイトの「再統合のためのシェイミング」犯罪学理論に基づくものである<sup>3</sup>。犯罪は、加害者に自身の行為を恥じいらせ、また加害者が帰属するコミュニティと再統合していくことを促すことで、もっとも効果的に抑止される<sup>4</sup>。エिल्ズベリーの警告プロセスは、本質的に、再統合のためのシェイミングの過程を通して得られる修復的な成果を目指すものである。

エिल्ズベリーのユニットは関係者の関心を大いに集めたが、1997年9月にエिल्ズベリーで行われた警告を見学したジャック・ストロ

2 紙面の都合上、「修復的司法」をめぐる広範な理論や実験的アプローチについての考察を展開することができなかったため、これについては、A. von Hirsch and A. Ashworth, *Principled Sentencing* (2<sup>nd</sup> ed., Oxford: Hart, 1998), 7章を参照。

3 J. Braithwaite, *Crime, Shame and Reintegration* (Cambridge: Cambridge University Press, 1989)

4 同書 pp.12-13参照。「これは、烙印付け (stigmatization) すなわち常軌を逸した人格の持ち主と決め付けて排斥することにつながる辱めと、敬意や愛情による絆を保ちながら恥ずかしいと感じさせること、すなわち社会に再統合させるための恥かせ、という違いである。後者は、逸脱者とみなして追放していくことでさらに逸脱させていくのではなく、許しとともに当人を否定する姿勢に「ずっと続くものではなく」きっぱりとけりをつけるのである。」

一内務大臣もその一人であった。メディアの関心が最も集中したのは、常習的犯罪に対して修復的司法がインパクトを明らかに与えた点であった<sup>5</sup>。本稿は、修復的警告ユニットの実務に対して、独立して評価を行う初めての試みである。我々は、修復的司法と再統合のためのシェイミングの根底にある理論に関して批判的な議論を展開することよりも、むしろ、1997年に行った小規模な実験的研究をもとに、エイルズベリーでの警告が一貫してこれらの理論を用いていることを考察し、実際に警告を体験した人々に与える影響を探ることを目指している。本研究は、チームズバレー警察<sup>6</sup>による3年に及ぶ修復的警告の実務のゆくえを探るものであり、本稿で展開する議論は、その性質上、模索的で予備段階にある研究にならざるを得ない。

## 研究方法

我々は、この大掛かりな研究を1997年7月から8月にかけて行った。修復的警告ユニットのスタッフは、ユニットのファイリング・システムやデータベースへの自由なアクセスも含めて、我々が必要とするあらゆる情報を提供してくれた。我々は、何件かの限られたケースをあらゆる角度から詳細に集中して調査することにした。また、調査対象となるケースについては、我々自身で選択した。その理由は、先方ユニットが、これから行われる警告セッションが、成功する、ドラマチックになる、困難になる、もしくは、とにかく「面白くなる」と予測できるような日を選んで、我々を同席させる事態を避けるためである。各ケースを選択した主な基準は、警告業務を担当する2名両方の警察

---

5 たとえば、1997年10月18日付けガーディアン紙によれば「チームズバレー警察は…彼らは少年の再犯率を30パーセントから4パーセントに引き下げたと主張した。」

6 1998年4月からオクスフォード大学刑事研究センターのキャロリン・ホイルとリチャード・ヤングによって、さらに大規模な研究が始められた。同研究は、ジョセフ・ロウトゥリー財団から研究費を得ている。

官の業務を見学することができ、ユニットが広い意味で警告の実務内容を代表しているようなケースである<sup>7</sup>。

我々は、15件の警告セッションにおいて、見学とテープ録音することについて、全出席者からの承諾を得た<sup>8</sup>。それぞれのセッション直後に、主要な出席者と個別に面接調査を行ったが、その内訳は、17件のうち15件の加害者と、全6名の被害者<sup>9</sup>、そして10名の他の参加者（全員が加害者側の支援者であり、我々が見学した中には被害者側の支援者はいなかった）である<sup>10</sup>。テープ録音をしながらの面接調査を依頼した参加者全員がそれに応じてくれた。また、15件すべてのケースにおいて、警告を担当した警察官にもテープ録音の面接調査をすることができた。

44もの面接結果のテープをおこした後、我々はそれぞれ一人でデータの分析作業を行った。これは、データから何か主要なテーマや問題点が読み取れるかどうかをチェックするためである。この方法がうまくいったおかげで、これらのテーマや問題点がより如実に現れているケースを確認することができた。次の章では、我々が「旧式の」と呼

- 7 観察したケースのうち4件が大麻所持であり、4件が刑事損害、2件が窃盗、2件が暴行、そして、強盗と、歩道を自転車で通行したものと攻撃用武器の所持が、1件ずつである。この年から1997年3月31日までに行われた167件の警告のうち、69件が窃盗であり、そのほとんどが万引きである。警告が行われた犯罪のうち、次に多数を占めるのは、大麻所持（全体の14%）であり、刑事損害と暴行（それぞれ約8%）が続く。
- 8 一人の加害者は、彼の警告を我々に傍観させてくれたがテープ録音することは許可しなかった。その後彼は、我々とのインタビューをテープ録音することに同意してくれた。
- 9 被害者が参加しているものは、ユニットが行った警告のうち半数以下である。また出席した人々の大半は、大きなタウンセンター内の商店を代表してきた人々である。
- 10 2つの事例で、2人の加害者側支援者が同時にインタビューを受けたので、全インタビュー数は31ではなく29件になった。

ぶところの警告の性質について考察し、それによって「修復的警告」がいかに従来のスタイルと異なるかをはっきり指摘してみたいと思う。

### Degradation 儀式としての警察における警告

警告は、通常は警察署において、一人の警察官によって行われる。内務省のガイドラインには、説明をするような形で警告を発するようにと示されている。

『警告の意義について十分に説明がなされなければならない。つまり、警告セッションの内容は記録されるということ、行われた警告の事実内容は、再犯の場合に起訴するかどうかの決定に影響する可能性があること、そして、その後裁判所で有罪となった場合に、引用されることもあること。』<sup>11</sup>

警察による警告が発展した背景には、比較的軽微な犯罪に対するこのような消極的な対応をすることによって、法廷において、加害者の人格が非難されたり、最終的に彼らに逸脱者であるという自覚を植え付けたりすることを避けることができるという理論がある<sup>12</sup>。警告は、加害者たちの人格が否定されるような辱めから彼らを守るという機能をもつという仮説がある。マギー・リーはこのよく知られた仮説を検討しているが、彼女の研究は加害者が経験した警告プロセスに関する研究の延長に過ぎない<sup>13</sup>。

彼女は警告のプロセスには、個人への信頼や犯罪行為に対する親の

---

11 「警告のための全国的基準(改訂版)」, Note 2 D, 内務省回覧資料18/1994の添付資料として発行, 『犯罪者の警告』。

12 このラベリング理論の観点からの批判とその適用性を裏付ける証拠について, Braithwaiteの前掲書16-21頁ならびに K. Williams, *Textbook on Criminology* (第3版, Blackstone Press, 1997), 418-424頁を見よ。

13 M. Lee, "Pre-Court Diversion and Youth Justice", in L. Noaks et al. (eds), *Contemporary Issues in Criminology* (Cardiff: University of Wales Press, 1995).

監督不行き届きを中心とした、懲罰的なエートスが充満していると論じている。ガーフィンケルの論文を引用して<sup>14</sup>、リーは、警告セッションが「人格否定儀式」として機能し、「人格否定作戦は少年だけではなく、その両親をも同様に対象としている」と主張する<sup>15</sup>。

リーは、人格否定効果を与えているとして、警告プロセスにおける、次の5つの主要なポイントを取り上げている。第一に、事後罪を犯したら自動的に起訴されるが、今回は法廷に連れて行かれずに、今一度のチャンスを与えられるということを、加害者に痛感させる。警告が比較的軽微な過ちに対して均衡するようなフェアな処置としてなされるというより、むしろ警告を受ける人が「本当の懲罰」を免れることができる幸運さを認識するようにしむけられる。第二に、警察官は、加害者に犯罪や生い立ちについて質問をすることによって、他人の持ち物〔個人の財産〕及び警察の権威に対して敬意を払うことを、加害者とその両親にも同様に要求し、実際にそうした敬意が満足に払われていないことへの不満をことさら示してみせる。第三に、警察官はその警告によって、加害者が効果的に叱責され、加害者の不快の度合いを最大限に高めるようにする。たとえば俺の目をちゃんと見ろといったり、〔その場を歩き回ったり相手に詰め寄ったりするなどして〕空間をうまく操ったりすることによってである。一人の警察官が「もし、相手が初犯の場合は、私は椅子に座って、彼もしくは彼女を私の前に立たせ、後ろには両親がいるようにします。そうすれば、その子は気が散ることがありませんから<sup>16</sup>。」と言っている。第四に、警告を行う警察官は「腹を割った話し合い」を心がけ、特に少年にとって就職時に犯罪歴がいかに不利になるかということを強調する。第五に、リー

14 H. Garfinkel, "Conditions of Successful Degradation Ceremonies" (1956) 64 *American Journal of Sociology* 420.

15 Lee, 前掲書320頁。

16 同書324頁参照。

は、当事者の少年に自分は加害者だといわせる例を研究ノートから引用している<sup>17</sup>。

『調査官：それで、[この犯罪によって]君はどうなったんだ？

P：どろぼう(盗人?)に[ほとんど泣きそうになって]。

調査官：どろぼうか、そうだろ!』

リーの指摘<sup>18</sup>から、ラベリング理論は、警告の行われ方に問題があるが、(警告が再犯可能性を最小限に抑えるという点で)効果的な介入となるといえるだろう。しかし、リーは、ジョン・ブレイズウェイトがこの領域の研究に大いに貢献したことについて言及していない<sup>19</sup>。ブレイズウェイトは、この汚名を着せる人格否定儀式が再犯をまねく危険性を高めると認めた上で、犯罪行為について激しく非難すべきではないとする考えを否定する。そのような非難がよりよい結果をもたらすことが保証されるためには、警告のセッションがいつまでも続くものではなく、時間的に制限されており、「限られた時間の恥かかせのプロセスにおいて、愛情や尊敬の絆を保つため」の努力が必要である<sup>20</sup>。

ブレイズウェイトの研究は、多くの警告セッションにおいて、犯罪

---

17 同書326頁参照。

18 リーの研究は、通常は警部補など中堅警察官が執り行う「ゆっくり行われる警告」に焦点をあてている。彼女は、逮捕後すぐに概して保護巡査部長(custody sergeants)が行う「瞬間的警告」については言及していない。これは、軽微な事件を処理する便宜的な方法として用いられるものである。C. Hoyle and R. Young, *A Survey of Restorative Cautioning within the Thames Valley* (Oxford: Centre for Criminological Research, 1998), 13頁を参照。そのような警告は、犯罪者を辱めるといよりもっとうろたえさせるような効果を持つ。

19 彼女はブレイズウェイトの論文について自身の警告に関する研究で十分に論ずることもしていない：M. Lee, *Youth, Crime and Police Work* (Basingstoke: MacMillan Press, 1998).

20 Braithwaite, 前掲書101頁参照。



によって何らかの影響を受けた者同士が交わす会話を促すという理論的な示唆を与えている。もっとも際立った効果は、オーストラリアのワグガワグガで行われている、警察主導の先駆的な「コミュニティーグループ会議」に見られる<sup>21</sup>。いくつかの「コミュニティーグループ会議」を観察した結果、ブレイズウェイトとマグフォードは、人格否定儀式が、効果的な再統合のための儀式へと移行するための主要な条件を掲げることができると論じた<sup>22</sup>。これらの条件は次のことを確認するものである。すなわち、非難のまともとなっているのは、犯罪者ではなく犯罪行為そのものであるという点、また被害者や加害者の支援者といった加害者以外の参加者を、社会への再統合のプロセスと儀式の進行に従わせるという点である。エイルズベリーのユニットが、「旧式」の警告から「修復的警告」に移行した原動力となったのは、こうした識見であった。

### エイルズベリーにおける警告のプロセス

エイルズベリーでは、マルチーエージェンシー〔複合的な専門家集団の〕パネルが警告を適当と判断したすべてのケースは<sup>23</sup>、警告セッ

21 D. Moore with L. Forsythe, *A New Approach to Juvenile Justice: An Evaluation of Family Conferencing in Wagga Wagga, A Report to the Criminology Research Council* (Wagga Wagga: Centre for Rural Social Research, 1995) 参照。

22 J. Braithwaite and S. Mugford, "Conditions of Successful Reintegration Ceremonies: Dealing with Juvenile Offenders" (1994) 34 *British Journal of Criminology* 139-171頁参照。さらに S. Jackson, "Family Group Conferences in Youth Justice: The Issues for Implementation in England and Wales" (1998) 37 *Howard Journal* 34 参照。

23 ここで取り上げた加害者のほとんどは、「初犯」者である。ユニットは当初修復的警告を繰り返し行うことをしないという方針をとっていたが、このことは、今は必ずしも守られていない。

セッションの日程調整のため、修復的警告ユニットにまわされる<sup>24</sup>。出席者は、ユニットの建物に到着すると、椅子が円を描いて配置されている大きな部屋に通され、警告担当警察官が、ワグガワグガのモデルになった台本にしたがって、それぞれの側に順番に話しをさせていく。

警告担当官が警告を毎回同じように進めてゆこうとするにもかかわらず、実際は、加害者の年齢によって警告のスタイルが異なっていた。加害者が成人である場合、警告のセッションはしばしばいわゆる対話の形式をとっており、警告担当官の役割はそれほど重要ではなく、また指導的な印象をもたない。たとえば、8件の成人を対象とした警告のうち3件(うち2件は被害者が同席していた)で、犯罪を引き起こすにいたった背景に関して、また起こった事件に対して加害者がすべての責に問われることの公正さについても活発な意見が交わされた。こうしたセッションにおいて、警察官の果たす役割は、修復的警告を促進する目的で標準的な台本に描かれているものではなく、一人の公平なメディエーターとしてのものに変容している。たとえその犯罪が明確なものであっても(たとえば3件の成人対象の警告は、大麻所持事件)、警察官と加害者はふつうの会話と同様な話し合いをしていた。再統合のためのシェイミングのテクニックは、こうしたやりとりにおいては、顕著な特徴とはなっていなかった。

それとは対照的に、少年を対象とした警告セッションにおいては、警察官の役割はもっと支配的であり、犯罪行為への非難はもっと積極的で、一方的なものだった。セッションにおいて加害者は相対的にあまり話さず、彼らは、警察官による誘導的な質問によって、促されて発言する。被害者や加害者側の支援者が同席していても、警察官が関

---

24 調査研究を行っていた時点では、加害者・被害者・支援者は、セッションに参加することについて、文書で連絡を受けていたが、現在の実務においては、ユニットの担当警察官が、電話もしくは直接、警告プロセスについて説明を行っている。

わらない対話はほとんどない。これらのセッションにおいて、担当官の優越性〔支配的な態度〕は、各出席者がどれだけ発言したかということ調べた分析資料に裏付けられる。少年を対象とした7件の警告のうち6件で、警察官の質問とコメントは、全会話単語数のうち58から70%を占めている<sup>25</sup>。反対に、テープ録音した7件の成人対象の警告のうち6件では、警察官による発言は全体の21から53%を占めるに過ぎない<sup>26</sup>。もちろん、警察官が支配的になるかどうかは、たとえば警告セッションに参加している人数や被害者が同席しているかなどの要因にもよるが、しかし、なんといっても最も決めてとなる要因は、加害者の年齢である。たとえば2件の成人による犯罪被害の警告セッションにおいて、それぞれ5人と3人の同席者のある中で、警察官の「支配的なファクター」はおおむね31から21%ほどであり、一方、6人の同席者の中で行われた少年犯罪事件のセッションで見られた58%であった。

本稿の後半では、主として少年の加害者に対して行われた警告セッションに焦点を絞ってみたいことにする。その理由として次の3点が挙げられる。まず、全国的に（エイルズベリーにおいても）警告が行われた対象の大半が少年事件であること。次に、リーによる「旧式」の警告をめぐる研究は、年少の加害者を対象とするものに限られており、そのため、我々が比較研究を行おうとするためには、対象を同じくするケースを取り上げるしかないということ。第三に、少年対象の警告で見られる展開は、成人対象のそれと比べ、本質的に一貫してお

25 他の少年事件では、加害者らはすでに実家を離れて、ほとんど大人に近い生活を送っていた。その際の警告セッションは、成人のケースと同様な雰囲気で行われ、それゆえ警察官のリードを比較的抑えていること（約32%）の説明がつく。

26 テープ録音した、残りの成人事件データのなかで、加害者が大麻を吸引した状態であって、その結果自動的に、警察官の発言がほとんどを占めている（71%）事例がある。

り、警告のプロセスを相当はっきりと打ち出すことができるということである。

「旧式」の警告と修復的警告との際立った相違点の一つは、後者が入念に構成されたセッションであるという点であり、一回にかけられる時間は、通常30から40分であり、時々超過することもある。普通は、まず担当官が招き入れて挨拶をすることで始められるが、これは、同会合の目的とそれが堅苦しいものではないと説明することで、加害者の緊張を解きほぐすことを意図したものである。次に、加害者は、事件について「自分からみた(自分側の)話」をするように促される。我々が見た少年対象のセッションで、ほとんどの加害者は、いくらか最初は緊張していたが、自らすすんで語っていた。これらの「お話」は概ね相当な部分で事実に基づくものであり、我々が観察したケースで彼らが罪を犯したこと自体を否定することは一度もなかった。担当官らは事件の詳細を引き出す質問をすることで、問題点をはっきりさせ、事件によって生じた被害を中心にセッションを進めていった。以下は、典型的な質問のパターンである。

『担当官：OK。それで、テープに録音されながら尋問されたの？  
指紋も写真もとられて、DNAテストも？

加害者：ああ。

担当官：OK。君にとってそれはどんな感じだった？

加害者：何が起こっているのか、実はよくわからなかった。[だって、]自分はそんなに悪いことをしたと思っていなかったから。でも、まるで犯罪者みたいにあつかわれたんだ。ほら、おかしいなことを言っていると思うかもしれないけど、でも本当に自分が犯罪者だなんて思っていなかったんだ。

担当官：取り調べはどうだったの？

加害者：うーん、聞かれた質問に答えて、それで、あとでかわい

そうだって思った。特にお母さんを見たらそう思った。

担当官：お母さんはすごく動揺していたでしょう？

加害者：うーん。

担当官：君がしたことで一番被害をこうむったのは誰だと思う？

加害者：えーと、俺が怖がらせた人たちかな。

担当官：他に誰がいる？

加害者：その場にいた友達と、それと、お母さんとお父さんかな。

担当官：君はもう一人忘れていると思うよ。まあ、そのことについてはあとで話すことにして。』（ケース9）

この段階では、警察官は同席している被害者にも同様の質問をし、その犯罪が彼らに、また場合によっては彼らの家族や友人に対して、どのような被害を与えたかを説明させようとする。被害者が出席を拒んだケースでは、担当官が、被害者の怒りやおびえ、その犯罪による被害を強調しながら、被害者側からみた視点を伝えようとする。次に、その場に同席しているさまざまな人々（特に加害者の両親など）は、当該事件が彼ら自身に与えた影響について説明するよう求められる。このとき、もし彼らが、加害者の行為に対する自分たちの責任を語るような場合には、決して自分たちを責めるべきではないと担当官は言い聞かせる。また担当官は、この犯罪行為によって彼らが傷ついたかあるいは落胆したかということについても、可能な限り発言を得ようとする。我々が見学した加害者側の支援者が同席したセッションのうち1件だけ、少なくともその同席者の一人が、加害者を今後信頼していけるかどうか難しいと表明していた。この点に関しては、ケース13から引用した次のやりとりに良く表れている。

『支援者：もし自分が彼を抑止することができたならどんなによかったかと思うが、実際にそうできたかどうかわからない。

担当官：それで、このことによってどんな影響がありましたか？

支援者：私はその後常に彼を監視しつづけています。

担当官：それはなぜですか？

支援者：彼が今後も何をしでかすかわからないからです。つまり彼は人を心配させるようなことをしたわけで、今後も新たに何か引き起こすかもしれないからです。』

すべての出席者が順番に発言をした後直ちに、担当官は、加害者に彼もしくは彼女が犯した罪の性質や程度についてたまたみかける。もし、加害者たちが最初の段階で、自身の行為によって自責の念にとらわれ、罪を自覚していなかった場合、担当官はそこで、加害者らが刑事手続きで捕らえられたことによるストレスを感じているはずだと述べる。この後で、担当官は加害者に、この場に同席している誰かに何かいいたいことはないかと聞く。もし謝罪や後悔の気持ちが表されることがない時には、担当官がそれ以上加害者の口から何かを引き出そうとする試みはなされない。しかし加害者が謝罪をしたときには、担当官は間髪いれずにこう付け加える。「私はあえてこう言わせてもらおう。こうした場で謝罪をすることすらできない人がいる、君のように大人ではない人がね。そういう人はどうしても謝ることができないんだ。でも、君は違うよ、君にはもっと力がある。君はちゃんと謝ることができたんだから。」(ケース8)

我々が観察した全ケースにおいて、担当官はここで、被害者と加害者の支援者との関係において生じた害を修復するにはどうしたらよいかという問題に焦点を絞っていく。支援者らは、このセッションで得たいものは何かと聞かれるが、その答えはたいてい、今後二度と罪を犯さないという確信だという。担当官は、加害者に対して、トラブルを引き起こさないように、また、たとえばもっときちんと学校に行くというようなことで、彼らをサポートしてくれる人々からの敬愛と信頼を回復するように、今後を見極めるように奨励する。特定の被害者が同席している場合には、この段階では、何らかの形の損害賠償への同意や謝罪文書の提出などが取り決められることが多い。最後に、担

当官は、「腹を割っての話し合い」トーンのまま、加害者に直接、数分間、いくつかの主要なポイントについて話し掛ける。顕著なものは以下のコメントである。

(i) 君はまっとうに物事が考えられるようになってきたね。『みなさん、ご協力をありがとう。なかなか難しいと思うが、君は、いくらか傷を修復しようとする道をたどり始めていると思うよ。もちろん、まだまだやらなければ成らないことがたくさん残っているからね。君のお母さんは、ずいぶんと大きなショックを受けて、君への信頼がちょっと薄れ掛けていると言っていたし、とにかく前よりもずっと君のことを心配している。君はその信頼を取り戻さなくてはならないが、それは決して容易なことではないよ。』（ケース9）

(ii) 君は今、お互いを思いやり合う気持ちの渦に巻き込まれている。『こんなにみんなが手を差し伸べてくれるなんて、君はラッキーだよ。この人たちは君の役に立ちたい、君を導きたいと心から思っているんだよ。君のことがとても大事だから。もし君のことなんかどうでもいいと思っていたら、この人たちはここにはいないだろう。そして、明らかに君自身も彼らのことを大切に思っているんだ。君が彼らを気にして苦しんでいるのがわかるからね。』（ケース11）

(iii) 君は決して愚か者じゃない、ちょっと馬鹿なことをやっただけだ。『君はちゃんと元に戻ることができるさ。ここで私は、おろかでどうしようもなく間抜けなガキと向かい合っているのではないのだから。私は、いま、頭の良い、物事のわかる子と向かい合っている。その子は一つ間違いを犯した。それだけだ。』（ケース9）

担当官は、警告における法的な側面を説明しながら警告セッションを終えるが、その際加害者に、その説明があったことを了承する書面

にサインを求める。そして、今後どのような罪を犯しても、自動的に起訴され、刑事犯罪として有罪と宣告されること、またそれによって、海外渡航や職を得ることは皆無になると繰り返し説明される。最後に、担当官は全出席者に対して、警告セッション全体に関する簡単なアンケートを渡して終了する。

### エイルズベリーの警告を観察して

担当官が独特の言い回しで行い、何かと問題が多いとされている「旧式」の警告と比べると、エイルズベリーでのプロセスは、警察実務にとって重要でかつ推進されるべき新たなプロセスといえるだろう。再統合のためのシェイミングの理論と一致している点として、警告全体の観察を通して言える最大の点は、担当官のセッションへの関わり方であり、彼らが辱めの対象とするのは、犯罪行為であって、犯罪者自身ではないという明確な姿勢である。さらに、警察官が加害者に、たとえば「早く言え!」、「ちゃんと座れ!」あるいは「話をするときはちゃんとこっちを見ろ!」などと命令口調で言うようなことはなく、対等の人間としてみていない、と感じるようなことは一切見られなかった。担当官たちは、その少年たちの将来のことを心底心配し、それゆえに積極的に関わって貢献しようとする姿勢が見られた。警告に出席した人たちはみな、セッションの過程において、常に人間として尊重され、積極的に参加するようにと促されていた。

しかし他方で、エイルズベリーで実践されている修復的手法とリーが考察している「旧式」の警告との間に類似点が見られたことも事実である。おそらく一番顕著な点は、セッションの過程において、警察官が支配的な(優越的な)立場をとりつづけるということである。〔警告セッションは〕再統合のための理論に基づくものであり、本来、犯罪の解決に直接利害関係のある人〔被害者や加害者〕にとって有意義なものでなければならない。そのため、加害者や被害者こそがセッシ



ヨンという舞台の主演を演じることによって、警告セッションは、加害者にとって強い印象をもたらすものとなる。時として担当官は、出席者による自由な直接的な話し合いではなく、「警告の台本」に理想的な展開とされている手順に合致したコメントや出席者間のやりとりを引き出しているように思われた。このことは、以下のケース13の例に見るように、しばしば加害者による抵抗という結果を招く。

『担当官：それで、自分が警告を受けるということがわかってどんな気持ちだった？

加害者：別に何も。いつもと同じようにしていたし、できるだけ考えないようにしていた。

担当官：[レトリック効果をねらって]でも、つついそのことを考えてしまった？

加害者：時々。そんなにでもない。

担当官：でも結構気になったんだね。

加害者：うーん。[あまり同意せず]

担当官：ふーん。やっぱりずっと気になっていたんだ。ストレスに感じていて…。

加害者：[さえぎって]ストレスに感じてなんかいないよ。

担当官：違う？

加害者：違う、そんなに自分は気にしていなかった。』

旧式の警告と他に類似する点は、その後再び何らかの犯罪をおかした場合について強調する点である。担当官は犯罪者と犯罪行為を区別しようと努力する一方で、このセッションで犯罪者はもう一度チャンスを与えられるが、犯罪の程度いかんにかかわらず、今回は必ず起訴されると強調する（成人のケースもこれは同じである）。このことは、複数のメッセージ〔意味合い〕を含んでいると思われる。すなわち加害者に一方でまったく「らしくない」愚かな過ちを犯したと言い、他方で、加害者への特別予防のメッセージを含んでいるのである。こう

した警告における厳格な側面は、上記のやりとりで見られるように、犯罪行為によって生じた被害について担当官が「率直に話す」様子にもうかがえる。次に、大げさなやりとりをした例を挙げるとする。これは2人の少年がフェンスを蹴飛ばして損害を与えた刑事事件である(ケース6)。警察の記録には、(逮捕を担当した警察官に語った)次のような様子の被害者の心境が残されている。「原告は被疑者の少年たちがちゃんと叱られて、厳重な注意を受けることを望んでいた。彼はあまりたいしたことのない損害について正式に告訴することにこだわっていなかった。(そうはいうものの、もし周りが説得すれば恐らくは…)」。この被害者は警告セッションに出席しなかった。そこで、彼の心境については、担当警察官が次のようにまとめて代弁した。

『まあ、彼は、このセッションにまったく関わりたくなかったんだよ。そのフェンスの持ち主は、君らがしたことで猛烈にキレていたからね。だってそうだろう？君らのお母さんたちがどちらも指摘していたように、君らは子どもじゃなく、どうしようもなく間抜けなガキじゃなく、若い大人であって、子どもより分別があって、到底そんなことをしてかすはずじゃないのだから。彼らは君たちに会いたくないんだ。つまり、**そんなにも腹をたてている**ってことだ。私はずっとこの仕事をしてきたけれど、こんなにも〔彼より〕怒っていた人たちは今までほとんどいなかったと思うよ。わかるかい、私はいろんなとんでもない事件に関わってきたけど、この度の彼らは**心底**激怒しているんだよ。なぜなら、彼らはそこに住んでいて、君たちがしたことによって、安心して住んでいられなくなったんだから。』(強調は原文ママ)

いふなれば、ここに、修復的警告ユニットの実務における「ケース構成」のポイントが見られる。たとえば、ある「事実」を強調したり抽出したりすることによってというように、警察や検察官が、どの社会プロセスによって起訴するか否かを決定するための事例を集めたか

について多くの研究がなされている<sup>27</sup>。我々がエイルズベリーで観察したものは、少年加害者に対して最大限のインパクトを与えることを主眼として構成されている警告であった。思うにこの作戦は、倫理的には疑問が残ると同時に、以下に検討していくように、むしろ、少年加害者が同プロセスの正当性を疑うといった、逆効果を生じさせる懸念すら感じる。

### 加害者・被害者・他の同席者らによる警告プロセスに対する評価

全体的に、我々が行った面接調査で聞かれた修復的警告セッションに対する評価はかなり肯定的なものだった。たとえば、（担当官ではない他の）出席者に予め用意した選択肢の中から、警告についての各人の感想を最もよく表している答えを選んでもらうと、その答えはおおむね好意的なものだった。これは、成人でも少年のケースでも同じであり、よって我々は、インタビューを行ったすべての相手から得た回答を次のように集計することができた<sup>28</sup>。会合における自身の参加姿勢について、18人の回答者は「とても積極的だった」もしくは「積極的だった」としており、7人は「いろいろ入り混じった（複雑な）気持ちだった」と答え、3人は「消極的だった」、そして1人が「とても消極的だった」と回答している。警告セッションを仕切った警察官に対する感想は、圧倒的に肯定的なものであり、29人のうちの20人（支援者の8人全員、6人の被害者のうち5人と加害者15人のうち7人）は「大変満足している」と答え、さらに7人（加害者6人と被害者1人）が「満足している」と言っている。他方で、2人の加害者が

---

27 特に M. McConville, A. Sanders, and R. Leng, *The Case for the Prosecution* (Routledge, 1991) を参照。

28 修復的警告に対する評価は、成人の加害者の方が少年加害者より肯定的であったということを付け加えておくべきだろう。

「なんの感想もない」としている。我々が用意した、択一的ではない質問に対する回答から言えることは、なんらかの不満が残った原因は警告によって実にさまざまであり、幅広く一般化しがたいということである。それでも、最も共通している不満の原因は、少年加害者たちが、警告に連れてこられる前に警告のプロセスについて十分に説明がなされていないと思っている点に由来することがわかる<sup>29</sup>。つまり彼らは、普通は怒鳴られたり叱られたりすると予想しているものの、その代わりに長々と続く質問に答えさせられる。このように「答えに窮した」ときの回答を体系化することは困難であるが、次の例に見るように、彼らは自分たちが恐れていたよりも、警告のプロセスがまったく加罰的ではないと思っている。

『(警告を受ける前は)とても怖くて、震えあがっていて、つまり、彼らはそもそも怒鳴ることが好きで、挑戦的な感じでやってくると思っていた。でもそうじゃなかった。それで、あれ、なんかすごいと思って。本当に、彼らは「そこに入れ!」とかそういうふうにするじゃないか…。それなのに、うーん、驚いた。かれらはよくやっているじゃないかって。(警察官は)とても親切だった。』(インタビュー29)

我々がインタビューをした若い加害者たちは、自分たちが、あまり直接的な被害を生じない、比較的軽い罪を犯したということを大体理解していた。それに対して、警察官の自身への評価は、全体的に不釣り合いなものだった。しかし警告セッションそれ自体の構成は、基本的に公平なものを受け取られていた。特に、加害者は自分の立場から見た話をするチャンスを与えられたことを評価し、自分の支援者が同席していたことを喜んでいて、そのうちの一人が以下のように説明している。

---

29 我々が調査を終えた後で、ユニットは、警告セッションについての情報を事前にもっと参加者に提供するように手続きを改善していた。

『警察官の取調べのしかたはいやだった。ほら、彼らは、DNA 鑑定とか全部調べようとしていた。そんなことは必要ないと思った。自分のやったことが違法なことだとは知らなかった…でも、今日は本当にフェアな感じだったし、うん、(警察官は) ずっといい人だった。』  
(インタビュー-12)

自らの行為によっていろいろな被害を招いたことが、セッションを通して良く分かったと、加害者はしばしば認めている。彼らの両親や保護者との関係に、警告セッションが何らかの影響を及ぼしたかどうかについてははっきりしないとしながらも、彼らのコメントのいくつかは、警告プロセスには再統合のための効果はかなりあるだろうということを示唆するものである。たとえば以下の例に見ると；

『(ママが) どう思っているか知ることができたのはとてもよかった。どっちみち彼女の口から聞いてみたいと思っていたけど。ああいうふうに言っているのを聞いて、結構分かった。いまになって(自分がしたことが) 深刻なことだったとわかった。(なぜなら) そのことについて彼女がどんなにショックを受けるだろうとかか考えなかったし、自分の前科のせいで、将来、海外に行くこととかいろいろできなくなるなんて知らなかったから。』(インタビュー-39)

我々が見てきた警告はまた、ある抑止効果を有していたといえる。それは、警告の記録は残されるものであり、もし加害者たちが今後トラブルを起こさないように気をつけなければ、将来起訴されることは避けられないということを、加害者がはっきりと認識したという効果である。すべての加害者は、自らに関する一連の刑事手続きが終了するということに安堵を覚えたとしており、それは、彼らが法廷に呼ばれて有罪宣告をうけるという事態を避けることができたという安堵である。これこそが、警告の意義を彼らが評価する最も重要な点、すなわち、法廷に出なくて済んだということである。

加害者の両親や保護者(それと少年事件の警告に参加していた一人

の被害者)に行ったインタビューから、次のことが判明した。明らかに他の参加者は、加害者に警告プロセスを用いることによって、加害者自身の行為が招いた被害に直面させようとする警察官のやり方に対して概ね好意的であった。しかし、面接調査に答えた彼らは、概して、この警告の効果・意義については、加害者の行動〔ふるまい〕に本当に影響を与えたかどうか確信が持てるまで、ある程度の時間が経過しないことには最終的な判断ができないと思っている。

警告担当官に対する面接調査で、彼らは警告モデルの意義について自信を持っていたものの、実施に関して決して自己満足はしていなかった。実際に、彼らがいかに効果的にうまくセッションを取り仕切ることができたかという点についての自己評価は、他の参加者の評価に比べて全体的に低いものであった。これらの面接調査と600ものケース資料を精読した結果から、次のことを推測することができる。すなわち、警告担当官は、加害者が呵責や自責の念にかられていると目に見える形で分かるかどうかを通して、その警告が成功したかどうかを判断評価しているということである。そのような様子がみてとれない場合は、記録資料の中に、しばしば再犯可能性に対する憂慮が表されている。ユニットの実務に再統合のためのシェイミング理論の意義を強調することで、警告担当官が、果たしてセッションが成功したか否かを判断する決め手とするのは、こうした警告が常習的犯罪に及ぼすインパクトとなっているかということである。本研究の持つ模索的な性質を考慮に入れ、我々はそのようなインパクトを推し量るようなことはしなかったが、警告プロセスの明示的な効果として表れてくるのは何かについて、ユニットのスタッフと共に考察することを試みた。

### 犯罪常習者に与える回復警告の効果

修復的警告ユニットが、警告を受けた者による再犯率を30%から4%に「激減させた」<sup>30</sup>という見解は、関係各機関に波紋を広げたようで

ある。しかし、マスコミは、この数字は多くの重要な手続き停止通告を含んでいないとして疑問視している。このベースラインの30%という数字は、「スタンダードリスト犯罪」の警告を受けた者の5年以内に起こった再犯件数を全国的に調べた内務省が出している報告書からとったものである<sup>30</sup>。エイルズベリー地域において、「修復的警告」が導入される前に、「スタンダードリスト」犯罪であれ何であれ警告のあとで起こった再犯件数を正確に記録してあるものはない。そのため、その数字は、対応する項目との比較に基づくものではない。加えて、4%の常習的犯罪件数は、エイルズベリーユニット独自の「リピートビジネス」についてのモニタングに基づく数字である。「常連」〔犯罪者〕がエイルズベリー地域の外で更なる犯罪行為を行った場合、エイルズベリー地域においてであれば、(マルチーエージェンシーパネルを飛び越えて)直ちに訴追されるが、ユニットがすぐ察知することなく終わることもある。そして、多くの場合は全く察知しないのである。最後に、「再犯率」を計算する際、フォローアップ期間の基準値をなんら設けてはいない。警告が、再犯の1ヶ月前に行われたのだろうと1年前だろうと何の区別もなされていない。ただ、関わった個々の加害者がさらなる罪を重ねていると聞かない限り、ユニットは「成功した」ものとして数えるだけである。結局のところ、全国のメディアで報じられている再犯率を根拠として、修復的警告が「成功」をおさめているとかなり誇張されている。エイルズベリーユニットにおいても世界のどの地域においても、修復的または再統合のためのイニシアチブが再犯率をかなり顕著に減少させているといえるかどうか、

30 1997年10月17日付け、イブニングスタンダード紙。

31 この調査研究には、サマリーコートで扱うような軽微な犯罪について警告を受けた者の数字は含まれていない。D. Dulai and M. Greenhorn, "The criminal histories of those cautioned in 1985, 1988 and 1991", *Research Bulletin*, Number 37 (Home Office Research and Statistics Department, 1995), 75頁参照。

我々にはまったくわからない。この件について信頼しうる証拠を得るためには、第一に、もっと大規模で長期的な研究が必要であること、第二に、それぞれの刑事事件に「修復的」もしくは「伝統的」警告プロセスが割り当てられていること、第三に、再犯については、一定の十分なフォローアップ期間を経てまとめられた自己申告による調査をもとにしている、など厳密に検討された研究であることが望ましい。これに沿った注目すべき研究がオーストラリアのキャンベラで進行中であり、再犯に関するデータはおそらくここ1,2年のうちに得られると思われる。

## 結び

これまでの分析から、人格否定的な警告の儀式から再統合のためのシェイミングセッションへの移行は、完全に終わってはいない。しかしながら、エイルズベリーでは、今後経験の積み重ねと次々と出てくるデータに照らして修復的警告モデルをより良いものへとしてゆくことに、大いに関心がもたれている。そのことを踏まえて、このモデルの今後の発展についての考察も含めて次のように結論付ける。

エイルズベリーモデルの警告が、この先廃止されるとは思えない。それを支える思想は、1998年犯罪と秩序違反法(Crime and Disorder Act 1998)の37条に定められている(少年司法制度の基本目的は犯罪防止であるという)意図に沿っているものである。(65条及び66条の)警告を懲戒と最終警告の制度に転換しようとする計画(1998年9月から18ヶ月間、試行されている)もまた、厳しいが再統合のためであるという要素を持つエイルズベリーのプロセスと一致するものである<sup>32</sup>。

---

32 Fionda [1999] Crim.L.R.36 と Dignan [1999] Crim.L.R.48 を参照。



但し、再犯防止の面で修復的警告が与える影響について、今後あまり重視しすぎないほうが賢明であろう。我々は、警告セッションを、犯罪によってなんらかの影響や害を被った人たちが自身にとってそのことがどうであったか自由に話すことができる機会であり、安全な状況の中で修復が必要とされ、さらにいえば、旧式の警告よりもっと説明ができ、開放的で、形式張らない刑事司法と理解している<sup>33</sup>。しかし我々は、こうした立場を部分的に採用する。なぜならば、現在、修復的警告によって達成できると期待されている内容は現実的ではないからである。また、いつか近い将来に、メディアによって引き起こされる反動を避けるためにも冷静になることが必要である。再統合のためのシェイミング理論に基づく警告が、常習的犯罪へのインパクトにおいて「旧式の」警告より効果的であると信じるに十分で理論的な理由がある。同時に他方で、そのインパクトは計り知れないものとの見方に懐疑的になるにも十分に理論的な理由がある。つまりたとえ加害者にとって最適で完全なプログラムであるとしても、再犯率を12パーセント以上も低下させるような結果を生み出していない<sup>34</sup>。

我々が留保しているのは、次の理由からでもある。エイルズベリーで見た「行動を改善しようと喚起すること」に力を入れている状態は、時々行き過ぎているように見受けられた。ほとんどの少年加害者らはエイルズベリーで交わされる強くて厳しいメッセージを「必要」としない－警告プロセスの内容がどのようなものであれ、再び警察の世話になることはないだろう。さらに、被害状況が誇張して語られている、あるいは呵責が期待されすぎているような場合、意図的にもっと厳格

---

33 警告セッションにおけるアカウントビリティーに関しては、R. Evans, "Challenging a Police Caution Using Judicial Review" [1996] Crim.L.R.104を参照。

34 この複雑な問題に関する最近の議論については、P. Goldblatt and C. Lewis (eds), *Reducing Offending*, Home Office Research Study 187 (London: Home Office, 1998)を参照。

に接しようとすることで、加害者がアンフェアと感じるか、もしくはそれ以上の感情を抱いてしまうことになるかもしれない<sup>35</sup>。人が法に従う(そして、法をつかさどるものに協力する)理由の一つは、人々がたとえば警察のような法的機関を正当なものとして認めているからである<sup>36</sup>。修復的警告セッションは加害者、社会の人々そして警察相互間を結びつける重要な接点を形成するものである。警告に参加した人たちによって、警告セッションがアンフェアなものとして理解されたりすれば、警察が正当なものとして受け入れられていることに与えるダメージは大きい。もし警告プロセスが修復を意図していながらそのようなダメージを受ける結果になるとすれば、皮肉なことになる。そのことを念頭において、我々は、1998年6月に発行された、テムズバレー警察の〔警告セッション〕進行役用の手引きにある、フェアプロセスとバランスの重視を支持したい。この手引きはエイルズベリー地域とテムズバレー警察全体の実務において、「旧式の」警告が捨て去られ、その姿を一新してゆくことを立証するものとなるだろう。

---

35 比較的軽微な犯罪の加害者に対して、かなりはっきりとした呵責の念を表すように強く期待しすぎることによって、加害者を非難する行為につながるのではないかという議論に関しては、J. Vagg, "Delinquency and Shame: Data from Hong Kong" (1998) 38 *British Journal of Criminology* 247 の260頁を参照。

36 これに関する重要な研究、T. Tyler, *Why People Obey the Law* (New Haven: Yale University Press, 1990) と Goldblatt and Lewis (eds) 前掲書72頁において簡単に論ぜられている部分を参照。